

基金拠出契約書

一般社団法人 Animal Passport（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、乙が行う基金の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。

第1条（基金の引受け）

乙は、甲が募集する基金（詳細は、別紙 令和3年12月1日付「基金募集事項」に記載のとおり。）について、次条以下の条項に従って引受けを受けることを受諾する。

第2条（引受口数および拠出額）

乙が引受けする基金の引受口数およびその拠出額は、次のとおりとする。

引受口数 _____口

拠出額 金_____万円（1口につき金10万円）

第3条（拠出金の払込み）

乙は、令和____年____月____日（以下「払込期日」という。）までに、前条の金銭（以下「拠出金」という。）を甲の指定する銀行口座に振り込む。

第4条（相殺の禁止）

乙は、拠出金の払込みにかかる債務と甲に対する債権を相殺することができない。

第5条（基金の引受けの失効）

乙は、払込期日までに拠出金の払込みをしないときは、基金の引受けはその効力を失う。

第6条（拠出者の権利等）

基金の拠出者たる乙の権利および基金の返還手続きに関しては、甲の定款に定めるところに従うものとする。

第7条（基金利息の禁止）

甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第8条（協議条項）

この契約に定めのない事項および解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲および乙は各自記名押印の上各その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目9番17号
福岡天神フコク生命ビル15階
一般社団法人 Animal Passport
代表理事 荒巻 慶一

乙